

市民の文化奨励棚村基金推奨金支給基準

第1 通則

南魚沼市民の文化奨励棚村基金推奨金の支給については、この基準に定めることとする。

第2 対象者

南魚沼市在住の個人又は団体のうち、以下の大会に出場する者

- 1 国際大会
- 2 国及びこれに準ずる機関が主催又は共催する全国規模の大会又はコンクール（以下「全国大会等」という。）で、県大会、地方大会等の予選又は県の推薦を経て出場する大会
- 3 県大会等の予選又は県の推薦を経て出場する北信越大会及びこれに準ずる大会又はコンクール（以下「ブロック大会」という。）。ただし、対象者は小学生、中学生及び高校生とする。
- 4 その他市長が適当と認める大会等

第3 推奨金の返還

支給対象者は、出場又は参加が決まった対象大会を故意又は重大な過失により出場しなかった場合、当該推奨金を返還しなければならない。ただし、自然災害等の不可抗力により対象大会が中止となった場合については、返還を求めない。

第4 推奨金の額

推奨金の限度額は、毎年1大会につき1回1人(1団体)の額とし、別表のとおりとする。

第5 事務手続き等

- 1 推奨金を希望する個人又は団体は、別記様式による市民の文化奨励棚村基金推奨金交付申請書及び該当調書1部を市長に提出しなければならない。ただし、対象大会に出場又は参加する選手が高校生以下である場合は、その保護者を申請者とする。
- 2 推奨金交付を口座振込で希望する個人又は団体は、別紙様式による市民の文化奨励棚村基金口座振込申請書1部を市長に提出しなければならない。ただし、対象大会に出場又は参加する選手が高校生以下である場合は、その保護者を申請者とする。
- 3 市長は、推奨金の申請があったとき、推奨金支給の可否を決定し、個人又は団体の代表者に通知する。

別表

番号	区分	推奨金の額	
		個人	団体（上限）
1	国際大会	10万円	20万円
2	全国大会	2万円	10人以上 10万円 10人未満 5万円
3	ブロック大会	5千円	10人以上 5万円 10人未満 2万円
4	その他	<ul style="list-style-type: none">・予選会なしで出場できる大会には支給しない。・社会人で、その種目で生計を立てている者には支給しない。・推奨金支給の可否については、必要に応じて棚村審査会委員に諮る。・ブロック大会出場で、推奨金の支給を受けた団体が、全国大会等に進んだ場合は差額を支給する。・目的が親善交流の大会や参加対象が同一会派、同一流派のみの大会に出場する場合は支給しない。・団体の推奨金の額は、個人の推奨金の額に参加する市内在住者の人数を乗じた額とし、団体の推奨金額を上限とする。	

令和3年3月31日改定